

株主の皆様へ

「第8回定時株主総会招集ご通知」に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び
運用状況

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

第8回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.shinwa-jp.com/>) に掲載しております。

信和株式会社

(証券コード3447)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社グループでは、業務の適正を確保するための体制等として、以下の12項目の整備事項を取締役会で定め、運用しております。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役及び使用人は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、企業人として「経営理念」及び「行動規範」に則して行動する。
 2. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況も含め、取締役の職務執行を監査する。
 4. 事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する内部監査室が実施する。さらに、内部通報制度により取締役及び使用人その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「情報管理規程」に従いこれらを保存、管理する。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. 「リスク管理規程」を定め、事業活動全般に係る個々のリスクについて、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し定期的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
 2. 大地震、水害等の突発的な有事においては、代表取締役社長を緊急対策本部長とする緊急対策体制をとり、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整備する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回（子会社については三ヶ月に一回）開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を採用し、業務執行権限を委譲する。
 2. 取締役は定時及び臨時の取締役会における業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正性及び効率性を確保する。

- (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社規程」を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備する。
 2. 「関係会社規程」及び「内部監査規程」に基づき、関係会社の内部監査を実施し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性、損失の危険に対する管理、業務執行の効率性、業務執行の法令及び定款に対する適合性について監査を行うことにより業務の適正を確保する。
 3. 原則として子会社には当社の役員を役員として派遣するとともに、重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から補助使用人を任命するものとする。
 2. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は補助使用人の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
 3. 補助使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- (7) 監査等委員でない当社グループの取締役及び使用人等（以下「当社グループの取締役等」という。）による監査等委員会への報告に関する体制
 1. 当社グループの取締役等は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 2. 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重大な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告を行う。
 3. 当社グループの取締役等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力を行う。

- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役等は、法令その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制の確保を図るものとする。また、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を含めるものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の取扱いに関する事項
監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を確保する。
2. 内部監査室と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備を図る。
3. 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、当社グループの取締役等は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
4. 補助使用人は監査等委員会に対し監査が実効的かつ効率的に行われるよう情報提供を行う。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力に対しては、管理本部に情報を収集し対応する。
2. 反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除した上で、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
3. 反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定し、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行うとともに、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込む。
4. 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、当社グループの経営理念及び行動方針に基づき、社内ホームページや社内会議等を用いて、経営理念の浸透や法令遵守への向上を図る取り組みを行っているほか、有効な内部通報制度の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社

- (2) 連結子会社の名称 広東日信創富建築新材料有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価及び加工費が含まれており、主として総平均法に基づいて算定されております。

加工費は、固定及び変動製造間接費の適切な配賦額を含んでおります。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額であります。

②金融商品

非デリバティブ金融資産

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、公正価値により当初測定しております。当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については、その金融資産の取得のために直接要した取引費用を当初測定金額に含めております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で行っております。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、当初認識時に、資本性金融商品のうち売買目的で保有するもの以外のものについて、原則としてその公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを選択しております。その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。当初認識後の測定は、その他の包括利益を通じて公正価値で行っております。

当該金融商品を売却する場合には、認識されていた累積利得または損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で行っております。

当社グループは、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、または実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に金融資産の認識を中止しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価には、取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～34年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具器具及び備品	2～15年
レンタル資産	3年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

②無形資産

a. のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位に減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しております。

b. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主要な無形資産項目の見積耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

③リース

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、短期リースまたは少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

取得原価には、リース負債の当初測定金額、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(3) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資金生成単位または資金生成単位グループの固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損損失は純損益に認識し、のれんについてはその後の期間に戻入は行っておりません。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

(5) 収益認識

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

①商品及び製品の販売による収益

商品及び製品販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。

②役務の提供

役務の提供から生じた収益は、主として契約に基づく役務提供の成果の引き渡し時点で履行義務を充足したものとして収益を認識しております。仮設資材架組工事に関しては、工事の進捗度（見積工事原価総額に占める既発生原価の割合）に応じて収益を認識しております。

資材のレンタルについては、貸手のオペレーティング・リースとして会計処理し、収益は時の経過に応じ一定期間にわたって認識しております。

(6) 外貨の換算基準

①外貨建取引

当社グループ各社の計算書類は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

②在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

【会計上の見積りに関する注記】

I F R Sに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

1. のれん及び耐用年数を確定できない商標権

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん9,221,769千円及び商標権1,200,225千円が計上されています。

のれん及び耐用年数を確定できない商標権について、「注記3. 会計方針に関する事項 (3) 非金融資産の減損」に従って、減損テストを実施しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定されており、将来キャッシュ・フローを税引前の割引率8.93%で割り引いて算定しております。

資金生成単位グループである親会社の信和株式会社の使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とし、将来の販売量及び原材料価格の予測等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、棚卸資産2,467,765千円が計上されています。収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定した結果、当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、39,666千円であります。

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。

市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	8,262千円
その他の金融資産	19,561千円

2. 担保に供している資産
金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	265,341千円
土地	801,968千円

上記に対応する債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,278,763千円

4. 使用权資産の減価償却累計額 351,157千円
(減損損失累計額を含む)

5. 財務制限条項
長期借入金3,732,424千円（1年内返済予定の長期借入金497,445千円を含む）について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 14,103,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	493,605千円
② 1株当たり配当額	35円
③ 基準日	2021年3月31日
④ 効力発生日	2021年6月10日
⑤ 配当の原資	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	597,517千円
② 1株当たり配当額	43円
③ 基準日	2022年3月31日
④ 効力発生日	2022年6月9日
⑤ 配当の原資	利益剰余金

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,600株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避または低減するため、リスク管理を行っております。

- ・信用リスク (①参照)
- ・流動性リスク (②参照)
- ・市場リスク (③参照)

①信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客からの債権から生じております。

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程等にしたいがい、担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク

当社グループは、借入金等により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、資金調達の多様化を図っております。また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③市場リスク

1. 市場リスクの管理

当社グループにおける、管理すべき重要な市場リスクは金利リスクであります。

2. 金利リスク

借入金は主に、M&Aに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、銀行から定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額並びにそれらの公正価値については、以下の表のとおりであります。

なお、公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	5,740	5,740
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
ゴルフ会員権等	16,520	16,520
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金（1年内返済予定含む）	3,732,424	3,732,424

上記の公正価値の測定方法は次のとおりであります。

株式

取引所の市場価格によっております。

ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権等は、活発でない市場における同一資産の市場価格によっております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われており、公正価値が帳簿価額と近似しているため、公正価値は帳簿価額と同額とみなしております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「3. 会計方針に関する事項 (5) 収益認識」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,088円87銭
基本的1株当たり当期利益	105円36銭
希薄化後1株当たり当期利益	105円35銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
株式等以外のもの 移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりま
す。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を
除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	…	10年～34年				
構	築	物	…	10年～19年			
機	械	及	び	装	置	…	10年

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|---|-----|
| のれん | … | 20年 |
| 商標権 | … | 20年 |
| ソフトウェア | … | 5年 |
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に分配する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

- (1) 商品及び製品の販売による収益
商品及び製品販売については、主として顧客への製品の出荷時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。
- (2) 役務の提供
役務の提供から生じた収益は、主として契約に基づく役務提供の成果の引き渡し時点に履行義務を充足したのものとして収益を認識しております。仮設資材架組工事に関しては、工事の進捗度（見積工事原価総額に占める既発生原価の割合）に応じて収益を認識しております。

資材のレンタルについては、貸手のオペレーティング・リースとして会計処理し、収益は時の経過に応じ一定期間にわたって認識しております。

【会計方針の変更に関する注記】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が1,133千円、営業外費用が1,133千円それぞれ減少したことで、売上総利益が1,133千円、営業利益が1,133千円それぞれ減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. のれん及び商標権

当事業年度の貸借対照表において、のれん5,911,390千円及び商標権769,375千円が計上されています。

のれん及び商標権は規則的に償却処理をしますが、減損の兆候が認められる場合には、のれん等が帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とし、将来の販売量及び原材料価格の予測等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

当事業年度の貸借対照表において、棚卸資産2,458,286千円が計上されています。収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定した結果、当事業年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、31,163千円であります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法については連結注記表「重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

金融機関とのコミットメントライン契約の担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	256,445千円
構築物	4,597千円
土地	801,968千円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,785,889千円

3. 保証債務

関係会社の金融機関借入及びリース 契約に対する保証債務	219,497千円
--------------------------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,546千円
--------	---------

5. 財務制限条項

長期借入金3,750,000千円（1年内返済予定の長期借入金500,000千円を含む）について、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合に、借入先の要求に基づき、該当する借入金の返済を求められることがあります。

タームローン及びコミットメントライン

- ① 各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日において、連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

コミットメントライン

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2018年3月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の65%以上に維持すること。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
売 上 高	5,157千円
営業取引以外の取引高	85千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
当事業年度末における発行済株式数
 普通株式 14,103,000株
2. 当事業年度末における自己株式に関する事項
当事業年度末の自己株式の数
 普通株式 207,234株
3. 当事業年度末における新株予約権に関する事項
当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 4,600株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20,150千円
賞与引当金	34,645千円
土地	233,202千円
会員権	14,610千円
資産除去債務	12,117千円
その他	27,841千円
繰延税金資産小計	342,566千円
評価性引当額	△252,477千円
繰延税金資産合計	90,088千円
繰延税金負債	
商標権	△230,196千円
その他	△1,422千円
繰延税金負債合計	△231,619千円
繰延税金負債の純額	△141,530千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

	(%)
法定実効税率	29.9
(調整)	
のれん償却額	8.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	広東日信創富 建築新材料 有限公司	直接51%	役員の兼任 商標権の使用許諾 債務保証	債務保証 (注)	219,497千円	—	—

(注) 債務保証は、金融機関等からの借入及びリース債務に対して保証したものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受取っております。

なお、取引金額については、当事業年度末の保証債務残高を記載しております。

役員及び主要株主等

種類	会社等の 名称 または 氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	山田 博	—	—	当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 1.38	—	新株予約権の 行使 (注1)	34,500千円	—	—
役員	則武栗夫	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.70	—	新株予約権の 行使 (注1)	17,300千円	—	—
役員	平野真一	—	—	当社専務 取締役	(被所有) 直接 0.70	—	新株予約権の 行使 (注1)	17,300千円	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	光陽物産 株式会社	愛知県 名古屋市	15,000千円	金属材料 の販売	—	—	原材料の 仕入 (注2)	64,027千円	—	—

(注1) 2016年3月23日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における行使金額を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 価格等の取引条件は、市場の実績価格等を参考にして、その都度交渉のうえ決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	823円66銭
1株当たり当期純利益	72円84銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。